

公益財団法人静岡県グリーンバンク優良景観樹木保全事業実施要綱

第1条 趣旨

公益財団法人静岡県グリーンバンクは、地域の魅力となる優良景観樹木の保全を図るため、優良景観樹木保全事業を実施する市・町等に対し、予算の範囲内において支援することとし、その実施に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

第2条 定義

この要綱において「優良景観樹木」とは、公共的な場所において歴史上の価値があり保全の必要が認められる松並木等、並びに自然景観及び環境の保全上必要と認められる樹木等をいう。

第3条 支援の内容

1 補助対象

(1) 保全事業

- ア マツクイ虫やサクラのテングス病防除並びにその他病虫害の防除に要する経費
- イ 優良景観樹木を保全するため行う伐倒や剪定などに要する経費
- ウ 優良景観樹木の管理育成にかかる診断や研修等の実施に要する経費
- エ その他、理事長が特に認める事業経費

(2) 再生事業

- ア 土壌改良に要する経費
- イ 気象被害、病虫害等の被害木の補植に要する経費
- ウ 診断に要する経費
- エ その他、理事長が特に認める事業経費

2 補助率及び補助金額

補助対象事業費の5分の1以内かつ36万円を限度とする。

第4条 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書 (様式第1号)
- イ 事業計画書 (様式第2号)
- ウ 収支予算書 (様式第3号)
- エ 資金状況調べ (様式第4号)
- オ 位置図、整備計画図、実施設計書及び現況写真

- (2) 提出期限
別に定める日までとする。

第5条 交付の決定

理事長は、交付の申請があったときは、当該申請が事業の趣旨に沿うものであるか等について審査し、交付することが適当であると認めるときは、交付を決定し、当該市・町の長に通知するものとする。

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと
- ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 施工場所の変更
 - (イ) 補助金額の増
 - (ウ) 各工種の事業量の20パーセントを超える変更
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを実績報告の日から5年間保管しておくこと。

第7条 変更の承認申請

前条第1項第1号及び第2号の規定による承認等を受けようとする場合は、理事長に次の書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 各1部
- ア 変更承認申請書 (様式第5号)
 - イ 変更事業計画書 (様式第2号)
 - ウ 変更収支予算書 (様式第3号)
 - エ 変更設計書、整備計画図、現況写真
- (2) 提出期限
変更事項発生後、遅滞なく。

第8条 実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を理事長あて提出するものとする。

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第6号)
- イ 事業実績書 (様式第2号)
- ウ 収支決算書 (様式第7号)
- エ 事業の完了が確認できる図書及び写真
- オ 実施した市・町等の完了確認検査図書、写真の写し

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の 3月15日のいずれか早い日までとする。

第9条 交付額の確定

理事長は、実績報告があったときは、実施内容を確認し、交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、市・町の長に通知するものとする。

第10条 請求書の提出

市・町の長は、当該補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(様式第8号)を理事長に提出するものとする。

第11条 決定の取消

理事長は、当該補助金の他の用途への使用又は交付の決定の内容若しくは交付の条件への違反があったときは、当該補助金の前部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第9条の規定による確定の日以降についても適用があるものとする。

3 第1項の規定による取消しをした場合において、理事長は、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年度の事業に適用する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。